

令和8年度沖縄県採用広報SNS運用及び職員PR動画制作・発信業務 に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、沖縄県が実施する「令和8年度沖縄県採用広報SNS運用及び職員PR動画制作・発信業務」を委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務委託の内容

(1) 業務名

令和8年度沖縄県採用広報SNS運用及び職員PR動画制作・発信業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度沖縄県採用広報SNS運用及び職員PR動画制作・発信業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

(4) 提案上限額

4,574,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※企画提案のために提示する上限額であり、契約金額ではない。

3 応募資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令 抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第7条第2項に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団

- 員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
 - (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
 - (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金以上の賃金を支払っていること。
 - (9) 労働関係法令を遵守していること。
 - (10) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者であること。
 - (11) 仕様書に定める業務を遂行するために必要な経営基盤を有する者であること。
 - (12) 仕様書に定める業務を遂行するために必要な知識及び実績等を有する者であること。
- (13) 応募は共同企業体でも可とし、この場合は以下の要件を満たすこと。
- ア 共同企業体の代表者が応募を行うこと
 - イ 共同企業体の代表者及び構成員は、事業を円滑に推進する能力を有する1名以上の主たる担当者を割り当てること。
 - ウ 共同企業体の代表者及び構成員は、上記の応募資格(1)から(9)までの要件を満たし、代表者が上記の応募資格(10)から(12)までの要件を満たすこと。
 - エ 共同企業体の構成員は、当該業務に応募する他の共同企業体の構成員となることはできない。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年6月15日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年6月24日（水） |
| (3) 質問への回答 | 令和8年6月26日（金） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和8年7月3日（金） |
| (5) 一次審査（書類審査） | 令和8年7月6日（月） |
| (6) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和8年7月10日（金） |
| (7) 選定結果通知 | 令和8年7月14日（火） |
| (8) 選定業者との見積合わせ | 令和8年7月中旬 |

5 質問受付及び回答

- (1) 受付期間
令和8年6月15日（月）から令和8年6月24日（水）15時まで
- (2) 質問方法
別紙「質問書」により電子メールで提出すること。
e-mail : aa003000@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 質問に対する回答
質問のあった事項については、質問者に電子メールで回答を行うほか、質問及び回答はホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に関するものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。また、質問内容によっては回答できない場合がある。

6 企画提案書の提出等

(1) 提出期限

令和8年7月3日（金）17時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段を取るものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

(3) 提出先

沖縄県総務部人事課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁5階）

(4) 提出部数

7部

(5) 提出書類

下記の書類を作成し、提出すること（押印不要）。

ア 企画提案応募申請書【様式1】

イ 会社概要【様式2】

ウ 実績書【様式3】

エ 企画提案書

オ 参考見積書

カ 誓約書【様式4】【様式4-1】

キ 共同企業体構成書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式5】

（注1）提出書類は上記の順に並べインデックスを貼り、左横2穴パンチ、クリップ止めで提出すること（ホッチキス、ファイル綴じ不要）。

（注2）共同企業体の場合は構成員ごとに上記イ、ウ、カを提出すること。

(6) 企画提案書の内容

企画提案書はA4版（縦横自由）20ページ以内とすること。また、企画提案書の記載にあたっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、仕様書に基づき次の各項目を記載すること。

ア 本業務の実施方針

本業務の目的や想定される課題、その課題解決に向けた取組方針等

イ PR動画企画案

制作する動画コンテンツのコンセプト、訴求ポイント、各動画のストーリーライン等、成果品をイメージできるような絵コンテ等のデザイン案

ウ SNSでの情報発信案

対象となるターゲット層、それらに適した媒体での動画投稿・広告の実施、ランディングページへの送客イメージ等、マーケティングの視点を入れた計画

エ 応募者の強み

オ 実施体制及びスケジュール

本業務の実施体制（各業務の概要、責任者の氏名や役割、従事する人数）及び想定される具体的な作業スケジュール

(7) 参考見積書作成に当たっての留意事項

- ア 総額4,574,000円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内で見積もること。
- イ 作成にあたっては、費目ごとに数量、単位、単価を明示し、積算根拠がわかるように記載すること。
- ウ 積算の費目は、次の内容で作成すること。
 - ①直接人件費
 - ②直接経費
 - ③再委託費
 - ④一般管理費(①直接人件費+②直接経費)×10%以内)
 - ⑤消費税及び地方消費税
 - ⑥その他(上述の費目以外の必要な経費を随時追加)

7 委託候補者の選定及び企画提案書の審査

(1) 委託候補者の選定方法

沖縄県に設置する選定委員会において、企画提案内容を総合的に審査し、最も優れていると判断された提案者を委託候補者として選定する。

(2) 審査方法

- ア 提出された企画提案書等の内容について、「(4)評価項目及び配点」に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行う。評価順位は最高順位最多取得方式により、各委員の1位を最も多く取得した応募者1者を選定する。
- イ 1位を最も多く取得した応募者が複数ある場合は、2位以上(1位及び2位)の取得数が多い応募者を候補者として選定する。
- ウ それでもなお順位が並んだ場合は、当該応募者のうち評価点の総計が最も高い応募者を候補者として選定する。さらに、評価点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、配点の高い評価項目の得点(「制作動画の質・訴求力」と「情報発信・広告計画」の合計点)が高い方を候補者として選定する。
- エ 上記ア、イ及びウに関わらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の平均が合計点の6割に満たない場合は、委託候補者を選定しない。
- オ 応募者が1者の場合は、プレゼンテーション審査を実施し、各委員が採点した評価点の平均の合計が6割以上の場合に限り、当該者を委託候補者として選定する。

(3) 応募者多数の場合

応募者多数の場合は、人事課内において一次審査(書類審査)を行い、プレゼンテーションに参加できる数社を選定することがある。

(4) 評価項目及び配点

評価点は次の評価項目及び配点により行うものとする。

評価項目	評価事項	配点
業務目的・業務内容の理解度	委託業務の目的、背景及び期待される効果等を明確に示し、提案に反映できているか。	15
制作動画の質・訴求力	提案された動画のコンセプト、ストーリー、構成等が業務目的やターゲット層への訴求ポイントに合致し、魅力的かつ効果的な提案となっているか。	25
情報発信・広告計画	制作した動画をマーケティングの視点を持ってターゲット層への確に届け、視聴を促進し、ランディングページへ送客するための具体的な取組・計画が策定されているか。	25
業務遂行能力・技術力	動画制作に必要な機材、技術、ノウハウを有し、制作スケジュールや動画投稿・広告出稿の工程管理が適切で実現可能か。	10
実施体制・実績	業務遂行に適した人員配置で、責任体制が明確であるか。また、同種・類似業務の実績はあるか。高い専門性を有しているか。	10
効果測定・検証・分析	動画投稿・広告出稿後の効果測定や視聴者の行動分析について、その手法等が具体的に示されているか。	10
独自提案	他者にはない強みがあるか。本県の課題を的確に捉え、事業を充実させる提案があるか。	5
	合計	100

(5) 一次審査（書類審査）※応募者多数の場合に実施

ア 実施日

令和8年7月6日（月）（予定）

イ 実施方法

提出された企画提案書等の内容について、「(4)評価項目及び配点」に基づき審査し、数社を選定する。採点評価・順位付けは「(2)審査方法」に規定する方法に準ずる。

ウ 審査結果の通知

選定された応募者に対しては結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった応募者に対しては結果のみを電子メールで通知する。

(6) 二次審査（プレゼンテーション審査）

沖縄県に設置する選定委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション審査を行った上で、最も優れていると判断された提案者を委託候補者として選定する。

ア 実地日

令和8年7月10日（金）（予定）

イ 実施場所

沖縄県庁内会議室（予定） ※詳細は別途通知する。

ウ 実施方法

- ①プレゼンテーション審査は対面により実施する。
- ②時間は1者あたり30分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ③出席者は1者あたり3名までとする。
- ④プレゼンテーション審査に出席しない応募者の提案は、無効とする。
- ⑤説明は企画提案書により進めることとし、資料の追加は認めない。
- ⑥資料を投影するモニターは事務局で用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。

エ 審査結果の通知

審査終了後、参加したすべての応募者に審査結果を電子メールで通知する。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(7) 失格・無効事由

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要領に適合しない場合
- オ 同一事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

8 候補者選定後の取扱い（契約等に関する事項）

(1) 業務委託仕様書

契約時における仕様書は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、委託候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

(2) 委託料の支払条件

委託料の支払条件については、県と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。原則として、事業終了時に信憑を検査し、事業実施に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする。

(3) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

沖縄県財務規則 抜粋

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) (略)

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(9) (略)

(10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(11)～(13) (略)

9 その他

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及び提出に要する経費やプレゼンテーションに要する経費等、企画提案に要した経費については応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (4) 委託候補者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価して決定する。このため、事業実施にあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。また、必要に応じて事業実施に係る条件を付すことがあることに留意すること。

10 問い合わせ先

沖縄県総務部人事課働き方改革・人材確保推進室（担当：仲里、赤嶺）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁5階）

電話：098-866-2090

e-mail：aa003000@pref.okinawa.lg.jp